

特定非営利活動法人39カードプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人39カードプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいをお持ちの方や経済的に不安をお持ちの方に対して、適正な労働報酬の確保および就労機会の創出に関する事業を行うとともに、障がい者等の就労や適正な労働報酬に対する社会的理解の促進に関する事業を行い、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して働き、地域社会の一員として自立した生活を営むことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 共生社会の実現に向けた啓発事業
 - ② 障がい者等の就労機会創出と工賃向上支援事業
 - ③ 障がい者等の制作商品の価値向上と販売支援事業
 - ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人以上2人以下を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日

以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 四 井 一 樹

理事長 佐 藤 尚 功

副理事長 三 崎 友 輔

監事 東 垂 水 悟 志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 0円

(2) 賛助会員入会金 3,000円

賛助会員会費 年額一口5,000円(一口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 39カードプロジェクト

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	よつい かずき 四井 一樹		無
理事	さとう ひさのり 佐藤 尚功		無
理事	みさき ゆうすけ 三崎 友輔		無
監事	ひがしたるみず さとし 東垂水 悟志		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 39 カードプロジェクト
設立代表者 四井 一樹

1. 趣旨

近年、障がいのある方々の就労支援は制度的には整備が進んでいるものの、実際の現場では深刻な課題が残っています。特に就労継続支援 B 型事業所における平均月額工賃は、令和 4 年度全国平均で 17,031 円（時給換算 243 円）、大阪府では 13,681 円（時給換算 216 円）と全国最下位の水準にあり、「月給一万円問題」として社会的にも注目されています。

努力して働いても、自立した生活や社会参加に結びつかない現実は、多くの障がいのある方々の尊厳を損なう結果となっています。また、企業や社会全体においても障がいのある方々の就労に対する理解が十分とは言えません。

このような状況を変えたいと思い、「39 カードプロジェクト」を考案しました。

「39 カードプロジェクト」は支援者から 1 枚につき 50 円の支援を受け、障がいのある方が手書きでメッセージを書き、それを名刺やカードのカタチとして、支援者にお渡しするシステムです。支援の 50 円はそのまま、書いた方の工賃となります。

工程としては以下の流れになります。

- ① 企業や個人の支援者が考えた記載したい内容（「一言メッセージ」など）を 1 枚につき 50 円で NPO 法人へご依頼
- ② NPO 法人が、書き手が作成しやすいようにデザインや体裁を整え、支援内容に応じた枚数を印刷発注
- ③ B 型事業所へ印刷した名刺やショップカードなどの紙媒体をお渡しし、障がいのある方に 1 枚 1 枚手書きしてもらう（1 枚につき 50 円の支援金は B 型事業所を通して全額書き手へお渡し）
- ④ B 型事業所から NPO 法人へ納品
- ⑤ NPO 法人が支援者のところへ納品

支援者の方が払う金額は、全額、書き手の障がい者の方に届ける仕組みです。印刷代や納品などの発送手数料は全額 NPO 法人の負担となるので、これを NPO 法人への寄附金や賛助金で補填することを目的として、活動の透明性と社会への説明責任を果たすため NPO 法人を設立したいと思っています。

障がいをお持ちの方が心を込めて手書きすることで、感謝の循環を社会に生み出す仕組みです。これまでのような一方的な「支援」ではなく支援者にも感謝の気持ちを伝えてもらうことによって相互に尊重される共生社会の実現を目指しています。

実際にこの仕組みを株式会社で取り入れ、就労継続支援 B 型事業所で成功事例を作ることができました。この取り組みをより多くの方に知っていただき、多くの障がいのある方や、今後はこれまで支援できていなかった引きこもりなどで経済的に不安を抱える方にも活動の範囲を広げていきたいと考えるようになりました。

実際にこの活動を継続するには、企業、地域住民など、広く社会全体を巻き込みながら進めていくことが必要不可欠です。しかし、そのためには、株式会社という営利企業では透明性や説得力にも欠け、企業・行政・地域団体などを巻き込んだ協働体制を作るのが困難です。そのため、NPO 法人として社会的信用を確立し、安定した事業運営と資金管理を行う必要があると思っています。

「39 カードプロジェクト」を通して障がいのある方々や経済的に不安を抱える方の就労の

機会と報酬向上を図ると同時に、企業や消費者が福祉に自然に参加できる場を提供することで、福祉への理解を社会全体に広げる効果が期待できます。これにより、障がいの有無や立場を超えて、すべての人が感謝を分かち合い、互いに支え合う社会の形成に寄与し、障がいや経済的困難を抱える方々が誇りを持って働ける社会づくりを総合的に推進していきます。

２．申請に至るまでの経過

2022年8月 「39カード」を考案し、サポート企業を募る

2024年4月 一企業での広がり限界を感じ豊中市、大阪市西淀川区・東淀川区等のイベント・講演会等で仲間を募る

2025年6月 志を同じくする人とNPO 法人化の意思確認

2026年2月 設立総会開催

初年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人39カードプロジェクト

I 事業の実施方針

設立初年度のため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 共生社会の実現に向けた啓発事業

【内 容】 法人活動についてのチラシ・パンフレットを配布（10万部を予定）

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 法人に興味を示してくれた企業・個人の方

【収 益】 0円

【費 用】 900千円（印刷費 200千円 営業外注費700千円）

(2) 障がい者等の就労機会創出と工賃向上支援事業

【内 容】 支援の申出のあった39カードを障がいをお持ちの方、引きこもりの方に書いてもらい、報酬をお支払いする

【実施場所】 大阪市内の障がい者施設（B型事業所など）、引きこもりの方などの自宅

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 障がいをお持ちの方、引きこもりの方、39カード支援者、就労継続支援B型事業所

【収 益】 1,000千円（支援金 50円×20,000枚）

【費 用】 1,300千円（障がいをお持ちの方などの書き手の報酬 1,000千円
印刷費 128千円、郵送費 172千円）

(3) 障がい者等の制作商品の価値向上と販売支援事業

【内 容】 法人の活動を知ってもらうために地域のイベントへ出展

（39カード「名刺タイプ」「ショップカードタイプ」の展示紹介と39カード「ポストカードタイプ」の販売）

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 障がいをお持ちの方、引きこもりの方、39カード支援者、就労継続支援B型事業所、地域の方々

【収 益】 20千円（障がいをお持ちの方や引きこもりの方が制作の39カード「ポストカード」 50円×400枚）

【費 用】 45千円（出展料1回10千円×2回分 20千円
39カード「ポストカード」事前買取のため
障がいをお持ちの方などの書き手の報酬 20千円
印刷費 5千円）

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人39カードプロジェクト

I 事業の実施方針

引き続き、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

積極的に地域と交流し、事業の需要を掘り起こす。

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 共生社会の実現に向けた啓発事業

【内 容】 法人活動についてのチラシ・パンフレットを配布（10万部を予定）

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 法人に興味を示してくれた企業・個人の方

【収 益】 0円

【費 用】 900千円（印刷費 200千円 営業外注費700千円）

(2) 障がい者等の就労機会創出と工賃向上支援事業

【内 容】 支援の申出のあった39カードを障がいをお持ちの方、引きこもりの方に書いてもらい、報酬をお支払いする

【実施場所】 大阪市内の障がい者施設（B型事業所など）、引きこもりの方などの自宅

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 障がいをお持ちの方、引きこもりの方、39カード支援者、就労継続支援B型事業所

【収 益】 1,200千円（支援金 50円×24,000枚）

【費 用】 1,560千円（障がいをお持ちの方などの書き手の報酬 1,200千円
印刷費 154千円、郵送費 206千円）

(3) 障がい者等の制作商品の価値向上と販売支援事業

【内 容】 法人の活動を知ってもらうために地域のイベントへ出展

（39カード「名刺タイプ」「ショップカードタイプ」の展示紹介と39カード「ポストカードタイプ」の販売）

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年3回

【事業の対象者】 障がいをお持ちの方、引きこもりの方、39カード支援者、就労継続支援B型事業所、地域の方々

【収 益】 30千円（障がいをお持ちの方や引きこもりの方が制作の39カード「ポストカード」50円×600枚）

【費 用】 67千円（出展料1回10千円×3回分 30千円
39カード「ポストカード」事前買取のため
障がいをお持ちの方などの書き手の報酬 30千円
印刷費 7千円）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 39 カードプロジェクト
 成立の日から令和9年3月31日まで
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
賛助会員受取入会金	90,000	
賛助会員受取会費	150,000	240,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	1,000,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
共生社会の実現に向けた啓発事業収益	0	
障がい者等の就労機会創出と工賃向上支援事業収益	1,000,000	
障がい者等の制作商品の価値向上と販売支援事業収益	20,000	1,020,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		2,260,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷代	333,000	
営業外注費	700,000	
障がいをお持ちの方などの書き手の報酬	1,020,000	
郵送費	172,000	
出展料	20,000	
その他経費計	2,245,000	
事業費計		2,245,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		2,245,000
当期正味財産増減額		15,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		15,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 39 カードプロジェクト
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
賛助会員受取入会金	90,000	
賛助会員受取会費	300,000	390,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	1,000,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
共生社会の実現に向けた啓発事業収益	0	
障がい者等の就労機会創出と工賃向上支援事業収益	1,200,000	
障がい者等の制作商品の価値向上と販売支援事業収益	30,000	1,230,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		2,620,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷代	361,000	
営業外注費	700,000	
障がいをお持ちの方などの書き手の報酬	1,230,000	
郵送費	206,000	
出展料	30,000	
その他経費計	2,527,000	
事業費計		2,527,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		2,527,000
当期正味財産増減額		93,000
前期繰越正味財産額		15,000
次期繰越正味財産額		108,000